三　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業
（包括的な支援体制の整備）
第百六条の三　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
（老人福祉法の一部改正）
第九条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
第十条の四第一項第五号中「第五条の二に」を「第五条の二第一項に」に改める。
第十五条第六項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。
第二十条の八第八項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。
第二十条の九第二項及び第四項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改め、同条第六項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改める。
第二十九条第一項中「含む」の下に「。第十一項を除き、以下この条において同じ」を加え、同項第六号中「供与される」を「供与をされる」に改め、同条第五項中「供与する」を「供与をする」に改め、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「採る」を「とる」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。
14　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「供与」の下に「（将来において供与をすることを含む。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。
9　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。
10　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
16　都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十四項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。
17　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十四項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。
第三十四条の二第一項中「第二十九条第九項及び第十一項」を「第二十九条第十一項、第十三項及び第十四項」に改める。
第三十八条中「規定」の下に「又は第二十九条第十四項の規定による命令」を加える。
第三十九条中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改める。
第四十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二　第二十九条第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
第四十一条中「関し、」の下に「第三十八条（第二十九条第十四項に係る部分に限る。）又は」を加える。
附則第七条第一項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。
（介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十条　介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
附則第六条第一項中「及び第十七条第二項」を「並びに第十七条第二項及び第三項」に改める。
附則第十七条に次の一項を加える。
3　老人福祉法第二十九条第七項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるものに限る。）に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行の日から起算して三年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適用する。
（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）
第十一条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「第八条第二十五項」を「第八条第二十九項」に、「介護保険施設その他」を「介護医療院その他の」に改める。
附則第七条第一項中「都道府県。」の下に「附則第九条の二第四項を除き、」を加える。
附則第九条の次に次の一条を加える。
（支払基金の納付等）
第九条の二　支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」という。）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなければならない。